

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等  
に関する法律施行令の一部を改正する政令要綱

- 1 外国居住者等に係る暗号資産等取引情報の自動的な提供のための報告制度について、報告暗号資産交換業者等との間で締結している報告対象契約の他に暗号資産等取引に係る契約がある場合の報告事項の範囲を定めることとする。(第33条の3 関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 3 この政令は、令和8年1月1日から施行することとする。(附則第1項関係)